

労務 ROAD

Ⅰ労働保険の年度更新期間の延長について

本年度の労働保険の年度更新期間について、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、労働保険の年度更新（申告・納付）を円滑に実施する環境を整えるため、下記の通り期間が延長されます。

【令和2年度の労働保険の年度更新手続き】

年度更新期間：6月1日～8月31日（例年は6月1日～7月10日）

【厚生労働省 より】

Ⅱ厚生年金保険料等の納付猶予の特例について

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業等に係る収入に相当の減少があった事業主の方は、申請により、厚生年金保険料等の納付を、1年間猶予することができます。

※特例が適用されると担保の提供は不要となり、延滞金もかかりません。

対象となる事業所
以下の①、②のいずれも満たす事業所 ① 新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること（収入の減少が20%に満たない場合は、管轄の年金事務所に要相談） ② 厚生年金保険料等を一時に納付することが困難であること
対象となる厚生年金保険料等
令和2年2月1日～令和3年1月31日に納期限が到来する厚生年金保険料等 ※ 上記の期間のうち、既に納期限が過ぎている厚生年金保険料等（他の猶予を受けているものを含む）についても、遡ってこの特例を利用できます。 ※ 令和2年2月1日～令和2年4月30日（特例施行日）の間に納期限が到来している厚生年金保険料等（令和2年1月分から3月分）は、令和2年6月30日までの申請により遡って特例を利用できます。
申請方法
「納付の猶予（特例）申請書」を指定期限までに管轄の年金事務所に提出 ※ 郵送での申請が可能です。 ※ 申請書は、日本年金機構ホームページからダウンロードできます。 ※ 預金通帳や売上帳等をもとに申請書を作成すること。根拠となる書類を確認される場合がありますが、書類の準備が難しい場合は、職員から聞き取りにより調査されるため、まずは申請書のみで提出することも可能です。 ※ 国税、地方税、労働保険料等の納付猶予の特例が許可された場合は、その際の申請書と許可通知書の写しを合わせて提出することで一部記載を省略可能。 ※ 「指定期限」は毎月の納期限からおおよそ25日後です。月々の「指定期限」については、納期限までに保険料の納付がない場合に送付される「督促状」に記載されていますのでご確認ください。

【日本年金機構 より】

VOL.696

(2005—3)



(旧 河本社労士事務所)

〒541-0056

大阪府中央区久太郎町

1-9-26 船場 ISビル 5F

TEL:06-6264-6264

FAX:06-6264-6265

H P: <https://k-s-j.net/>

編集担当：矢尾・君野・茅原

新型コロナウイルス関連の 助成金の最新情報について

社会保険労務士法人アイデア

ホームページにて、

随時掲載しておりますので

こちらでもご確認ください！

新型コロナウイルス感染症の対策のため弊所では先月よりテレワークを実施し、原則お客様への訪問はせず、電話・メール・マイコモン等で対応させて頂いております。

<期間>

令和2年4月8日（水）より

令和2年5月31日（日）まで

関係者の皆様には大変ご迷惑とご不便をお掛けしますが、ご理解ご協力のほど宜しくお願いいたします。

5月 労務スケジュール

・労働保険年度更新準備

（申告：6/1～7/10）

・STOP!熱中症 クール

ワークキャンペーン

・休業要請支援金支給申請

（5/31 まで）